



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 26 日 (火)
号外第 33 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (1) (政策法務課) 2
	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	(2) (庶務集中課) 5
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	(3) (〃) 8

訓 令

鳥取県訓令第 1 号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用)</p> <p>第 8 条 公印を使用しようとする者は、<u>管守者</u>の指定する場所において公印を押印するものとする。</p> <p>2 執務時間外等（県の執務時間に関する規程（昭和44年鳥取県訓令第 2 号）第 2 条に規定する県の執務時間外及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日という。）に押印しようとするときは、公印使用簿（様式第 2 号）に所要事項を記載しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(<u>公印の押印</u>)</p> <p>第 9 条 次に掲げる<u>文書以外の文書</u>は、公印を押印しないで施行する<u>ものとする</u>。</p> <p>(1) <u>法令等により公印を押印することとされている文書</u></p> <p>(2) <u>県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書</u></p>	<p>(使用)</p> <p>第 8 条 公印を使用しようとする者は、<u>政策法務課長又は所属長の</u>指定する場所において公印を押印するものとする。</p> <p>2 執務時間外等（県の執務時間に関する規程（昭和44年鳥取県訓令第 2 号）第 2 条に規定する県の執務時間外及び鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日という。）に押印しようとするときは、公印使用簿（様式第 2 号）に所要事項を記載しなければならない。<u>ただし、課長印（別表11の項の課長印をいう。）の押印については、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(<u>公印省略文書等</u>)</p> <p>第 9 条 次に掲げる文書は、公印を押印しないで施行することができる。</p> <p>(1) <u>発信名義が知事でない県の機関又は県内の他の地方公共団体宛ての文書</u></p> <p>(2) <u>通知、照会、報告又は回答に係る文書のうち発信名義が知事でない軽易なもの</u></p> <p>(3) <u>発信名義が知事でない送付書その他これに類する軽易な文書</u></p> <p>(4) <u>職員宛ての納入通知書又は返納通知書（当該職員の職務に係るものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>公金振替に係る納入通知書</u></p> <p>(6) <u>書簡文、電子メールにより施行される文書その他慣例により押印を要しない文書</u></p> <p>(7) <u>法令等の規定により押印を要しない文書</u></p>

(3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要のある文書

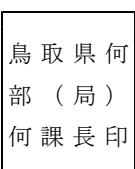

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書

(公印の持出し)

第10条 公印（政策法務課長が管守者であるものを除く。）は、管守者の承認を受けた場合を除き、管守者の指定する場所以外の場所に持ち出し使用してはならない。

2 略

別表（第2条関係）

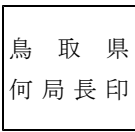
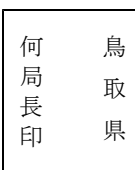
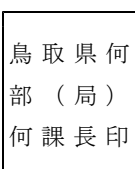
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略				
9 局長印 第1号		22ミリメートル平方	政策法務課	
第2号		22ミリメートル平方	政策法務課	縦書きの文書用
略				
11 課長印 第1号		21ミリメートル平方	主務課長	
第2号		21ミリメートル平方	主務課長	縦書きの文書用
第3号		21ミリメートル平方	主管課長	

(公印の持ち出し)

第10条 公印（政策法務課長が管守者であるものを除く。）は、所属長の承認を受けた場合を除き、所属長の指定する場所以外の場所に持ち出し使用してはならない。

2 略

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要
略				
9 局長印 第1号		22ミリメートル平方	政策法務課	中部地震復興本部事務局長
第2号		22ミリメートル平方	政策法務課	縦書きの文書用 中部地震復興本部事務局長
略				
11 課長印 第1号		21ミリメートル平方	主務課長	
第2号		21ミリメートル平方	主務課長	縦書きの文書用

第 4 号	鳥 取 県 何 部 (局) 課 長 印	2 1 ミ リ メートル 平方	主管課長	縦 書 き の 文 書 用					
略					略				

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令の施行のために必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

鳥取県訓令第2号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考
略					略				
5 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあっては、員数を2とする。	5 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあっては、員数を2とする。
	作業服（ズボン）	3	24		作業服（ズボン）	3	24		
	盛夏シャツ	2	48		盛夏シャツ	2	48		
	白衣	1	36		白衣	1	36		
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36		ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36		
	雨合羽	1	24		雨合羽	1	24		
	長靴	2	12		長靴	2	12		
安全靴	1	36	安全靴	1	36				
6 機械技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	6 機械技手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48		
	作業服（ズボン）	2	36		作業服（ズボン）	2	36		

						盛夏シャツ	2	48	
						盛夏ズボン	2	48	
						布製短靴	1	24	
						長靴	1	36	
6	現業職長及び現業技術員の職務に從事する職員のうち農業大学校に勤務する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ 防寒服 防寒ズボン 防寒靴 雨合羽 長靴 白衣	2 2 2 1 1 1 1 1 2	48 24 48 36 36 36 24 12 24	検査の業務に從事する職員に限る。				
7	現業職長及び農業技手の職務に從事する職員のうち農業試験場に勤務する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ エンカ服 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 長靴 田植え長靴 安全靴 白衣	2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 2	48 24 48 36 36 36 24 12 12 36 24	検査の業務に從事する職員に限る。				
7	現業職長及び農業技手の職務に從事する職員のうち農業試験場に勤務する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 盛夏シャツ エンカ服 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 岡足袋 長靴 長靴 白衣	2 2 2 1 1 1 1 2 1 1 2	48 24 48 36 36 36 24 12 12 24 検査の業務に從事する職員に限る。					
8	現業職長及び農業技手の職務に從事する職員のうち園芸試験場に勤務する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 作業靴 農業用日よけ帽 盛夏シャツ エンカ服	2 3 1 1 3 1	36 24 12 24 36 36					
8	現業職長及び農業技手の職務に從事する職員のうち園芸試験場に勤務する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 作業靴 農業用日よけ帽 盛夏シャツ エンカ服	2 3 1 1 3 1	36 24 12 24 36 36					
9	現業職長及び農業技手の職務に從事する職員のうち園芸試験場に勤務する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 作業靴 農業用日よけ帽 盛夏シャツ エンカ服	2 3 1 1 3 1	36 24 12 24 36 36					

	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36	
	防寒靴	1	36			防寒靴	1	36	
	防寒帽	1	36			防寒帽	1	36	
	ジャンパー (上衣及び 頭巾)	1	36			ジャンパー (上衣及び 頭巾)	1	36	
	雨合羽	1	24			雨合羽	1	24	
	長靴	1	12			<u>岡足袋</u>	<u>2</u>	<u>12</u>	
	白衣	1	12	検査の業 務に従事 する職員 に限る。		長靴	1	12	
						白衣	1	12	検査の業 務に従事 する職員 に限る。
9 現業職長 (林業に関 する業務に 係るものに 限る。)及 び林業技手 の職務に従 事する職員	作業服(上 衣)	2	48		10 現業職長 (林業に関 する業務に 係るものに 限る。)及 び林業技手 の職務に従 事する職員	作業服(上 衣)	2	48	
	作業服(ズ ボン)	2	48			作業服(ズ ボン)	2	48	
	防寒服	1	36			防寒服	1	36	
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36	
	雨合羽	1	36			雨合羽	1	36	
	長靴	1	36			長靴	1	36	
	キャラバン シューズ	1	36			キャラバン シューズ	1	36	
	防寒靴	1	36			防寒靴	1	36	
10 現業技術 員の職務に 従事する職 員のうち緑 豊かな自然 課に勤務す る職員	作業服(上 衣)	2	60						
	作業服(夏 上衣)	2	60						
	作業服(ズ ボン)	2	60						
	作業服(夏 ズボン)	2	60						
	作業服(ベ スト)	2	60						
	キャラバン シューズ	1	36						
	雨合羽	1	36						
	長靴	1	60						
	防寒服	1	60						
	防寒ズボン	1	60						
略					略				

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第3号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）						
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考		
略					略						
情報政策課 鳥取情報の管理運営業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		情報政策課 鳥取情報の管理運営業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60			
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60			
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60			
	防寒服	2	60			防寒服	2	60			
	長靴	2	36			長靴	2	36			
文化財課 文化財の調査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		文化財課 文化財の調査の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60			
	作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60			
	長靴	1	36			長靴	1	36			
	雨合羽	1	36			雨合羽	1	36			
	防寒服	1	48			防寒服	1	48			
埋蔵文化財センター 1 発掘調査等の野外業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	24		埋蔵文化財センター 1 発掘調査等の野外業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	24			
	作業服（夏上衣）	2	24			作業服（夏上衣）	2	24			
	作業服（ズボン）	2	24			作業服（ズボン）	2	24			
	盛夏ズボン	2	24			盛夏ズボン	2	24			
	キャラバンシューズ	1	36			キャラバンシューズ	1	36			
	長靴	1	24			長靴	1	24			
	雨合羽	1	36			雨合羽	1	36			
	防寒服	1	48			防寒服	1	48			
	2 上記以	作業服（上	2	36			2 上記以	作業服（上	2	36	

		外の文化 財の調査 の業務に 従事する 職員	衣) 作業服 (ズ ボン) 長靴 防寒服	2 1 1	36 24 48						
むき ばんだ史 跡公園	1	発掘調 査等の野 外業務に 従事する 職員	作業服 (上 衣)	2	24						
			作業服 (夏 上衣)	2	24						
			作業服 (ズ ボン)	2	24						
			盛夏ズボン	2	24						
			キャラバン シューズ	1	36						
			長靴	1	24						
			雨合羽	1	36						
			防寒服	1	48						
			2	上記以 外の文化 財の調査 の業務に 従事する 職員	作業服 (上 衣)	2	36				
					作業服 (ズ ボン)	2	36				
長靴	1	24									
防寒服	1	48									
3	むきば んだ史跡 公園の維 持管理の 業務に従 事する職 員	作業服 (上 衣)	1	36							
		作業服 (ズ ボン)	1	36							
略											
農業 大学 校	1	教育研 修担当の 職員のうち 機械技術 の業務に 従事する 職員	略								
			2	教育研 修担当の 職員のうち 畜産及び 農業の業 務に従事 する職員	作業服 (上 衣)	2	48				
					作業服 (夏 上衣)	2	48				
					作業服 (ズ ボン)	2	36				
農業 大学 校	1	教育研 修部の職 員のうち 機械技術 の業務に 従事する 職員	略								
			2	教育研 修部の職 員のうち 畜産及び 農業の業 務に従事 する職員	白衣			1	36		
					作業服 (上 衣)			2	48		
					作業服 (夏 上衣)			2	48		
		作業服 (ズ ボン)			2	36					

	員	長靴	1	36					
		雨合羽	1	36					
		防寒服	1	60					
略					略				
栽培	略				栽培	略			
漁業	2 試験船	作業服（上	2	24	漁業	2 試験船	作業服（上	2	24
セン	おしどり	衣）			セン	おしどり	衣）		
ター	の乗組職	作業服（夏	2	24	ター	の乗組職	作業服（夏	2	24
	員	上衣）				員	上衣）		
		作業服（ズ	2	12			作業服（ズ	2	12
		ボン）					ボン）		
		長靴	1	12			長靴	1	12
		防寒服	1	36			防寒服	1	36
		防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36
		雨合羽	1	12			雨合羽	1	12
		防寒靴	1	24			防寒靴	1	24
					とつ	常時現地	トレーニン	2	24
					とり	で業務に従	グシャツ		
					賀露	事する職員	ポロシャツ	2	24
					か		作業服（ズ	2	60
					にっ		ボン）		
					こ館		長靴	1	36
略					略				

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和45年10月1日付発福第26号）の規定により交付している被服は、この訓令による改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付したものとみなす。